



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通信

発行月：2025 年 10 月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM



ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第35号として、秋号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。

また、新たに特許事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2025 年 秋号 目次

- ごあいさつ p1
- 判決に学ぶ p2
- 海外の特許事情 p3
- 白色の構成部分を有する商標の商標登録出願 p4
- 国内外の特許出願件数・特許査定率の傾向 p5
- 業務委託契約における条項の有効性について p6
- 事務所の概要 p7
- 銀座界限「てくてくグルメ」 p8



一新規性、進歩性の判断において、刊行物に記載された発明とは一

第1 初めに

特許出願の審査に当たり、審査官は、当該特許出願前に頒布された刊行物（公知文献又は引用例ともいう）を調査し、刊行物に記載の発明を引用して、当該特許出願の新規性、進歩性を否定しようと試みる。

その際、刊行物に記載された発明として認定されるためには、どの程度に記載されている必要があるのか、特に化学分野に係る特許出願の審査に際しての刊行物の場合、具体的な実施例はないにもかかわらず、発明の詳細な説明には、上位概念で広く規定したものの下位概念として、多数の例示の物質が示されることが多い。そのような記載は、実務上「一行記載」と呼ばれることがあり、そのような場合には、「記載されていない」と認定される。

そこで、今回は、刊行物において、どのような記載の場合に、一行記載とされ、記載されていないと認定されるのかを、まず最初に審査基準でいう「刊行物に記載された発明」を示し、次いで、裁判例（判決例）を参照しながら検討したい。

第2 審査基準での取扱い

a 「刊行物に記載された発明」とは、刊行物に記載されている事項及び刊行物に記載されているに等しい事項から把握される発明をいう。審査官は、これらの事項から把握される発明を、刊行物に記載された発明として認定する。刊行物に記載されているに等しい事項とは、刊行物に記載されている事項から本願の出願時における技術常識を参酌することにより当業者が導き出せる事項をいう。

審査官は、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から当業者が把握することができない発明を「引用発明」とすることができない。そのような発明は、「刊行物に記載された発明」とはいえないからである。

b 審査官は、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から当業者が把握することができる発明であっても、以下の (i) 又は (ii) の場合は、その刊行物に記載された発明を「引用発明」とすることができない。

(i) 物の発明については、刊行物の記載及び本願の出願時の技術常識に基づいて、当業者がその物を作れることが明らかでない場合

(ii) 方法の発明については、刊行物の記載及び本願の出願時の技術常識に基づいて、当業者がその方法を使用できることが明らかでない場合

第3 引用発明の認定に関する裁判例1

知財高判平成17年（行ケ）第10445号の概要

(1) 事案の概要

本件は、被告の有する特許につき、原告が特許無効審判を請求したところ、特許庁が請求不成立の審決をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

(2) 当事者の主張

(原告の主張)

・本件発明の内容

訂正請求による訂正後の特許請求の範囲は、請求項1から成り、その概要は次のとおりである。

「リチウム複合酸化物を正極活物質として用いた正極活物質層を帯状正極集電体の両面にそれぞれ形成することにより構成した帯状正極と、炭素質材料を負極活物質として用いた負極活物質層を帯状負極集電体の両面にそれぞれ形成することにより構成した帯状負極とをそれぞれ具備し、

前記帯状正極と前記帯状負極とを帯状セパレータを介して積層した状態で多数回巻回することにより前記帯状正極と前記帯状負極との間にセパレータが介在している渦巻型の巻回体を構成するようにした非水電解液二次電池において、…」

・審決における認定

(ア) 特開昭62-90863号公報（甲1）には、「…の組成を有する複合酸化物を正極活物質として用いた正極活物質層をアルミ箔1cm×5cmの片面に形成することにより構成した正極と、炭素質材料を負極活

物質として用いた負極活物質層を銅箔1cm×5cmの表面に形成することにより構成した負極とをそれぞれ具備し、前記正極と前記負極との間にセパレータが介在している非水電解液二次電池において、…」という発明（以下、甲1発明）が記載されている。

(イ) 本件発明と甲1発明との相違点

＜相違点イ＞本件発明は、渦巻型の巻回体を構成するようにした「非水電解液二次電池」であり、そのために帯状正極集電体と帯状負極集電体を具備するのに対し、甲1発明は、渦巻型の巻回体を構成するようなものではなく、正極集電体や負極集電体も帯状とはいえない点。

(ウ) 本審決では、上記の相違点イ（とその他の相違点ロ）の構成は、公知文献の甲1～8等に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることはできないと認定された。

・審決の取消事由

甲1の記載内容：

甲1の実施例を示す図面に示された二次電池の構造は、審決の認定するとおり、集電体を巻回した渦巻型のものではない。しかし、甲1には、「更に要すれば、集電体、端子、絶縁板等の部品を用いて電池が構成される。又、電池の構造としては、特に限定されるものではないが……正極、負極、更に要すればセパレータをロール状に巻いた円筒状電池等の形態が一例として挙げられる。」と明記されている。セパレータは正極と負極との間に介在しなければその機能を果たさないものであり、また、「ロール状」とは「渦巻型」にほかならないから、甲1には、「正極と負極とをセパレータを介して積層した状態で多数回巻回した渦巻型の二次電池」の構造が記載されているとすることができる。

また、このような渦巻型の構造を採用する際に、帯状正極集電体、帯状負極集電体及び帯状セパレータを用いることは、電池に携わる当業者の技術常識であり、巻回に適した帯状を形成する寸法の集電体を採用するのは当然のことであって、一々記載するまでもない。なお、甲1に記載された「銅箔1cm×5cm」、「アルミ箔1cm×5cm」の集電体であっても巻回することは可能であるから、これを「帯状」でないとする理由もない。

以上によれば、甲1には、「帯状正極集電体を用いた帯状正極と帯状負極集電体を用いた帯状負極とを帯状セパレータを介して積層した状態で多数回巻回した渦巻型の二次電池」が記載されており、甲1発明はこのような構造の二次電池として認定されるべきである。

(被告の反論)

・取消事由1（一致点及び相違点の認定の誤り）に対し

甲1に具体的に開示された集電体は、「銅箔1cm×5cm」及び「アルミ箔1cm×5cm」であって、これらを本件発明における「渦巻型の巻回体」を構成する非水電解液二次電池の集電体として用いることは不可能である。また、原告が引用する甲1の記載は、甲1に係る電池が様々な形状であり得ること（例えば、ペーパー型や円筒状の形態があり得ること）を記載したにとどまり、具体例、実施例として詳細な構造を示したものではない。

したがって、甲1には、「多数回巻回した渦巻型」の非水電解液二次電池は開示されていないから、審決における甲1発明の内容並びにこれと本件発明との…相違点イの認定に誤りはない。

(3) 裁判所の判断

・取消事由1（一致点及び相違点の認定の誤り）について

(1) 原告は、甲1の「…電池の構造としては…正極、負極、更に要すればセパレータをロール状に巻いた円筒状電池等の形態が一例として挙げられる。」との記載に基づいて、甲1には、帯状の正極集電体と負極集電体とをセパレータを介して積層した状態で多数回巻回した渦巻型の二次電池の構造が記載されているから、この点を本件発明と甲1発明との一致点として認定すべきであるにもかかわらず、これを看過し、相違点イとして認定した審決は誤りであると主張するものである。

(2) 甲1には、実施例1として、特許請求の範囲に記載された炭素質材料のn-ドーパ体を「10μmの銅箔1cm×5cmの表面に75μmの厚みに製膜した」ものを負極、複合酸化物を「15μmアルミ箔1cm×5cm

の片面に100μmの膜厚に塗布した」ものを正極とした二次電池が記載されている。そして、実施例1を示す第1図には、正極及び負極はいずれも短冊状のものとして描かれており、これが帯状であるとも、積層した状態で多数回巻回されているとも認めることはできない。

(3) これに対し、原告は、前記のとおり主張するものであり、また、甲1には、原告の引用するように、電池の構造として正極及び負極をロール状に巻いた円筒状電池が挙げられるとの記載がある。この記載によれば、甲1に記載された二次電池の構造が上記実施例1のものに限定されることはなく、正極及び負極をロール状に巻いた円筒状電池も含まれるということではある。

しかし、発明の進歩性を判断する前提として認定されるべき「刊行物に記載された発明」（特許法29条2項、1項3号）とは、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から把握される発明をいうものであり、また、ここにいる「記載されているに等しい事項」とは、刊行物に明示的に記載されている事項から、当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）が、特許出願時における技術常識を参酌することにより、導き出すことのできる事項をいうものである。

これを甲1の記載についてみると、原告が引用する上記記載は、発明の詳細な説明中の「問題点を解決するための手段及び作用」の項の末尾部分の記載であり、「更に要すれば」、「電池の構造としては、特に限定されるものではないが」、「一例として挙げられる」との記載から明かなように、特許請求の範囲に記載された二次電池の発明を実施する場合に適用可能な電池の構造ないし形態を単に例示したにとどまるものであって、具体的な実施態様を開示したものと認められない。換言すると、甲1には、特許請求の範囲に記載された複合酸化物等を活物質とする円筒状電池の開示はあるということではあるとしても、そのような円筒状電池における電極の具体的な形態（短冊状ではなく、帯状のものか、それ以外の形態があり得るのかなど）や、活物質の具体的な形成形態（両面に形成されているか、正極及び負極のそれぞれの膜厚がどのような範囲にあり、膜厚の比や和がどのような関係にあるかなど）を示唆する記載は一切ないのである。

また、本件の証拠を総合しても、甲1の特許請求の範囲に記載された複合酸化物等を活物質とする円筒状電池において、電極を帯状のものとし、活物質を両面に塗布すること、膜厚を一定範囲のものとし、これが本件特許出願時における技術常識であったとは認められない。

そうすると、技術常識を参酌したとしても、原告が本件発明と甲1発明との一致点であると認定されるべきであるとする構成、すなわち、審決が甲1発明として認定した構成に加えて、相違点イに相当する構成（帯状の正極集電体及び負極集電体が渦巻型の巻回体を構成するもの）を備えた二次電池が甲1に記載されているとみることはできない。

したがって、本件発明と甲1発明との一致点及び相違点についての原告の主張はすべて失当であり、原告の取消事由1は理由がない。

第4 引用発明の認定に関する裁判例2

知財高判平成24年（行ケ）第10233号の概要

(1) 事案の概要

本件は、被告（特許庁）が不服2010-3700号事件について、平成24年5月22日にした審決について、原告がその取消しを求めた事案である。

(2) 取消事由に関する当事者の主張

(原告の主張)

・引用例1発明の認定の誤り

引用例1発明の「溶解性硝子」が硼硅酸塩系ガラスであるとした審決の認定には、以下のとおり誤りがある。

引用例1の請求項1には、溶解性ガラスの配合組成に関して、「重量比で、(R₁O+R₂O)/P₂O₅=0.4～1.2」との記載がある。R₁O及びR₂Oは、一価又は二価のアルカリ金属酸化物、及び一価又は二価の

アルカリ土類金属酸化物であり、これらの合計量に対して、所定割合になるように、燐酸塩系ガラスの主成分であるP2O5が使用されている以上、引用例1発明の溶解性ガラスは、硼珪酸塩系ガラスではなく、燐酸塩系ガラスである。引用例1の実施例1における溶解性ガラスも、燐酸塩系ガラスである。

(被告の反論)

引用例1の発明の詳細な説明中には、「本発明で使用する溶解性ガラスは、硼珪酸塩系及び燐酸塩系の内、少なくとも1種類である」(段落[0006])と、硼珪酸塩系ガラスと燐酸塩系ガラスが記載されている。また、引用例1の発明の詳細な説明によると、引用例1発明の溶解性ガラスは、従来技術である特開昭62-210098号公報(乙1)に記載された溶解性ガラスを前提とする発明であり、乙1文献には、実施例として、硼珪酸塩系ガラスと燐酸塩系ガラスが記載されている。

(3) 裁判所の判断

引用例1には、特許請求の範囲の請求項1及び実施例の記載によれば、溶解性ガラスとして「P2O5を含む燐酸塩系ガラス」のみが記載され、他の溶解性ガラスの記載はない。請求項1には、溶解性ガラスは、形状、最長径、金属イオンの含有量などと共に、P2O5の含有量が特定されており、発明の詳細な説明には、溶解性ガラスの形状及び組成を厳選した旨の記載がある(段落[0012])。

以上によると、引用例1の請求項1及び実施例において、溶解性ガラスとして硼珪酸塩系ガラスを含んだ技術に関する開示はない。

被告の主張に対して：

被告は、引用例1の発明の詳細な説明中に「本発明で使用する溶解性ガラスは、硼珪酸塩系及び燐酸塩系の内、少なくとも1種類である」(段落[0006])との記載があることを根拠として、引用例1に硼珪酸塩系ガラスが開示されていると主張する。

しかし、前記のとおり、引用例1の請求項1では、溶解性ガラスを燐酸塩系ガラスに限定している以上、上記記載から、硼珪酸塩系ガラスが示されていると認定することはできない。

第5 引用発明の認定に関する裁判例3

知財高判平成21年(行ケ)第10180号における

引用発明の認定に関する考え方

(1) 事案の概要

本件は、特許(特許第1931325号、本件特許)

を有する原告が、被告の提起した無効審判請求手続において、本件特許のうち請求項6及び7につき、これを無効とする審決を受けたことから、その審決の取消しを求める事案である。

(2) 本件発明6及び7における本件3水和物が新規の化学物質であること、甲7文献には、本件3水和物と同等の有機化合物の化学式が記載されているものの、その製造方法について記載も示唆もされていないこと、以上の点については当事者間に争いがなく、かつ審決も認めるところである。

そこで、このような場合、甲7文献が、特許法29条2項適用の前提となる29条1項3号記載の「刊行物」に該当するかどうかがまず問題となる。

ところで、特許法29条1項は、同項3号の「特許出願前に…頒布された刊行物に記載された発明」については特許を受けることができないと規定するものであるところ、上記「刊行物」に「物の発明」が記載されているというためには、同刊行物に当該物の発明の構成が開示されていることを要することはいうまでもないが、発明が技術的思想の創作であること(同法2条1項参照)にかんがみれば、当該刊行物に接した当事者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいてその技術的思想を実施し得る程度に、当該発明の技術的思想が開示されていることを要するものというべきである。

特に、当該物が、新規の化学物質である場合には、新規の化学物質は製造方法その他の入手方法を見出すことが困難であることが少なくないから、刊行物にその技術的思想が開示されているというためには、一般に、当該物質の構成が開示されていることに止まらず、その製造方法を理解し得る程度の記載があることを要するというべきである。そして、刊行物に製造方法を理解し得る程度の記載がない場合には、当該刊行物に接した当事者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいてその製造方法その他の入手方法を見いだすことができることが必要であるというべきである。

(3) 本件については、上記の通り、本件発明6及び7における本件3水和物が新規の化学物質であること、甲7文献には、本件3水和物と同等の有機化合物の化学式が記載されているものの、その製造方法について記載も示唆もされていないところ、…甲7文献には製造方法を理解し得る程度の記載があるとはいえないから、上記(2)の判断基準に従い、甲7文献が特許法29条1項3号の「刊行物」に該当するというためには、甲7文

献に接した当事者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいて本件3水和物の製造方法その他の入手方法を見いだすことができることが必要であるということになる。

(中略)

そうすると、本件においては、本件出願当時、甲7文献の記載を前提として、これに接した当事者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、本件3水和物の製造方法その他の入手方法を見いだすことができるような技術常識が存在したか否かが問題となるが、…本件においては、本件出願当時、そのような技術常識が存在したと認めることはできないというべきである。

考察

筆者は主に化学分野に関する特許出願を手掛けているが、公知文献(刊行物)に記載された、いわゆる「一行記載」について、悩むことがある。顧客から提示された従来公知の刊行物に、依頼された本件特許出願の対象である、例えば組成物と同等のものが例示として挙げられているが、具体的な実施例は全く存在しない場合などであり、その刊行物における記載により、本件特許出願の新規性が無くなるかどうか判断に迷うことがあるからである。

その場合、上記した裁判例などを参照すれば、本件特許出願の発明と構成としては同等のものが記載されていても、具体的な実施例の記載がなく、また詳細な説明中にもそのものの製造方法の記載がなく、そのものの入手方法も不明なときには、刊行物に記載がないと判断すればよいということになる。

ただ、実務上、上記の判断は困難なことが多いと思われる。出願当時の「技術常識」の有無について、出願段階で詳細に検討することは実際上難しいからである。特許出願は新規性が重要であるから、依頼を受けてからは一刻も早く出願すべきであり、上記の判断に多くの時間をかけることはできない。

したがって、従来公知の刊行物に、依頼を受けた本件特許出願の対象の、例えば組成物と同等のものが例示として挙げられているが、具体的な実施例は全く存在しないような場合には、上記のような裁判例を踏まえて、その製造方法や入手方法などが明らかであるかどうかを自分自身が有する技術常識に基づいて短時間で調査、検討して、明らかでないと判断したら、それは「刊行物に記載された発明」ではないと考え、本件特許出願の障害にはならないとして、特許出願を進めてよいと考える。



海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

■ ヨーロッパ

市販品が先行技術となるかについての拡大審判部審決

欧州特許庁(EPO)拡大審判部は、2025年7月2日に公表したG1/23審決において、欧州特許条約第54条(2)に定める先行技術(技術水準)の解釈を明確化しました。

これまでは、過去のG1/92審決に基づき、出願日前に市販された製品であっても、その化学組成が先行技術となるためには、当事者による分析と再現が可能であることが要件とされていました。

しかし今回の審決では、この「再現性要件」が広く解釈されました。出願日前に市販された製品は、当事者がその組成を分析および再現できなくても、先行技術として認定されることになりました。また出願日前で特許性が否定されるのではなく、プログラムが技術的效果を生じるか、技術的課題を解決するかどうかにより判断されるとしています。

今回の審決により、先行技術の範囲が拡大するため、新規性・進歩性の特許要件を満たすことが難しくなります。特に材料科学、医薬品など化学系の分野に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

■ インド

コンピュータ関連発明(CRI)の審査ガイドライン施行

インド特許庁は2025年7月29日、「コンピュータ関連発明(CRI)の審査ガイドライン2025」を施行しました。

新ガイドラインでは、特許法第3条(k)に規定する発明除外対象(数学的方法、ビジネス方法、アルゴリズム、コンピュータプログラム自体)の解釈が明確化されました。このうちコンピュータプログラムについては、コンピュータプログラムの存在自体や、クレームの主題がプログラムであることで特許性が否定されるのではなく、プログラムが技術的效果を生じるか、技術的課題を解決するかどうかにより判断されるとしています。

また、AI、ブロックチェーン、量子計算など先端技術に関する審査基準が具体化されました。特許適格性を有する/有さないクレームの具体例が挙げられており、単なる

理論や抽象概念は排除する一方、ロボット制御や通信の暗号化のように具体的な技術的效果を伴う場合には特許可能としています。

新ガイドラインは、クレームの形式は重視せず実質で判断し、「技術的效果」を必須とする点で、ヨーロッパに近い審査基準であると言えます。

■ 韓国 意見書提出期間の延長

韓国特許庁は、特許法施行規則の一部改正を2025年7月11日より施行すると発表しました。

改正により、意見書・補正書の提出期間が、従来の2カ月から4カ月へと延長されました。韓国の意見書・補正書の提出期間は、海外の主要国と比べて短く、特に日本を含む外国の出願人にとって負担となっていたため、歓迎すべき改正です。

また、分割出願に対しても審査猶予申請が可能となりました。韓国では、出願人の申請により、最大で出願から5年間、審査時期を遅らせることができます。分割出願は、これまでこの審査猶予の対象外でしたが、今回の改正により対象として加えられることになりました。

■ ブラジル 庁手数料の大幅値上げ

ブラジル特許に係る手数料が、2025年8月7日から大幅に値上げされました。平均の値上げ率は約24%で、出願手数料や特許審査請求料は50%近い値上げとなります。ただし、ブラジル特許の庁手数料はもともと低廉なため、金額にすると、出願手数料や特許審査請求料であっても数千円の値上げに留まります。日本の出願人にとって、ブラジル特許を取得する費用のほとんどは代理人費用となるため、金銭的影響は限定的です。

ちなみに、庁手数料は各国によって著しく異なります。例えば、調査・審査に係る料金は、主要国間でも約60万〜約5万円と10倍程度の差があり、おおそヨーロッパ>>アメリカ>日本・韓国>>中国の順となります。ブラジルは、中国よりもさらに低額です。

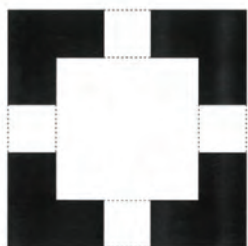
白色の構成部分を有する商標の商標登録出願の願書への記載の一例の提案

文：弁理士 藤田 康文

商標権による商標の保護を積極的に図られている方は、カラーのロゴタイプの文字商標や図形商標について商標登録出願をすることも多いと思われます。そして、カラーのロゴタイプの文字商標や図形商標について、白色の構成部分を有するデザインの採択をお考えになるケースも、少なくないのではないのでしょうか。

この場合、特に悩ませるのが、下記の**参考資料 1**に示されるように、商標の白色の構成部分が商標の周囲の白い地部分（願書の商標記載欄の白色の色彩を示す。以下、同じ。）と繋がるデザインになってしまうケースではないかと思料されます。

参考資料 1



※破線で境界線を示した部分は商標の構成部分ですが、破線を考慮しない場合には、商標の周囲の白い地部分と繋がって見えるので、黒色の部分のみが商標の構成部分のように認識されることとなります。

このような商標の場合、下記の**参考資料 2**に示されるように、例えば灰色等、白色以外の色彩の四角形の地部分を背景状に配置して、白色の構成部分が認識されるように工夫した商標にて出願するケースがしばしば見受けられます。

参考資料 2



※灰色等、白色以外の色彩の四角形の地部分を背景状に配置して白色の構成部分が認識されるように工夫しています。

しかしながら、上記の構成、デザインの商標ですと、背景状に配置された四角形の地部分も商標の構成部分と認識される可能性があります。

このため、四角形の地部分がない構成・デザインの商標を使用しても、登録商標と社会通念上同一の商標とみなされないおそれがあります。その場合には、不使用取消審判（商標法第50条）を請求されて商標登録が取り消されるリスクが生じてしまいます。

そこで、商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を利用した、白色の構成部分を有する商標の商標登録出願の願書への記載について、**参考資料 3**、**参考資料 4**、**参考資料 5**を右記に提示するかたちで提案します。

参考資料 3 願書の【商標登録を受けようとする商標】



※商標の白色の構成部分が願書の白い地部分と繋がって見えますが、【商標登録を受けようとする商標】ではこのような状態を許容します。

参考資料 4 願書の後半部分の記載

【提出物件の目録】

【物件名】商標法第5条第6項ただし書説明書 1

【添付物件】

【物件名】商標法第5条第6項ただし書説明書

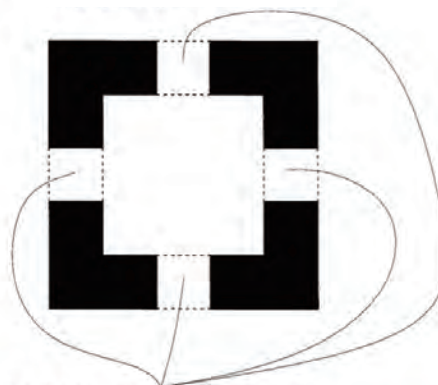
【内容】

※商標法第5条第6項ただし書説明書の貼り付け箇所

※商標法第5条第6項ただし書説明書を出願時に合わせてオンラインで出す場合の記載です。

参考資料 5 商標法第5条第6項ただし書説明書

説明書
商標法第5条第6項ただし書の適用



商標記載欄の色彩と同一の色彩（白色）を付する。
波線及び引き出し線は説明の便宜上のものであり商標の構成要素ではない。

※これらの**参考資料 4**、**参考資料 5**は、特許庁の商標法第5条第6項ただし書の審査基準（下記のURLを参照）を参考にしています。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/document/index/25_01.pdf

審査や審判の審理での取り扱いについて

上記の【商標登録を受けようとする商標】の構成・デザインで出願しましても、例えば、不服2018-8268の拒絶査定不服審判事件の審決公報では、商標法第5条第6項ただし書説明書も示して、商標に白色の部分があるとの認定がされていますので、同様に扱われると思料しますのでご安心ください。

国内外の特許出願件数・特許査定率の傾向（2025年版）

文：弁理士 赤澤 高

1. はじめに

先日、特許庁から2025年版「特許行政年次報告書」が出された。今年も、特許出願件数及び特許査定率の傾向を中心に紹介する。

2. 国内外の特許出願件数の傾向

(1) 全体評価

2024年の特許出願件数（1-1-1図：特許庁作成資料）は、306,855件であった。昨年より6,722件増えた。2020年の底から、コロナ前の水準まで回復した。

しかしながら、日本のPCT国際出願件数（1-1-2図：特許庁作成資料）は、2019年をピーク（51,652件）に、コロナの影響と関係なく2020年から5年連続で減少した。

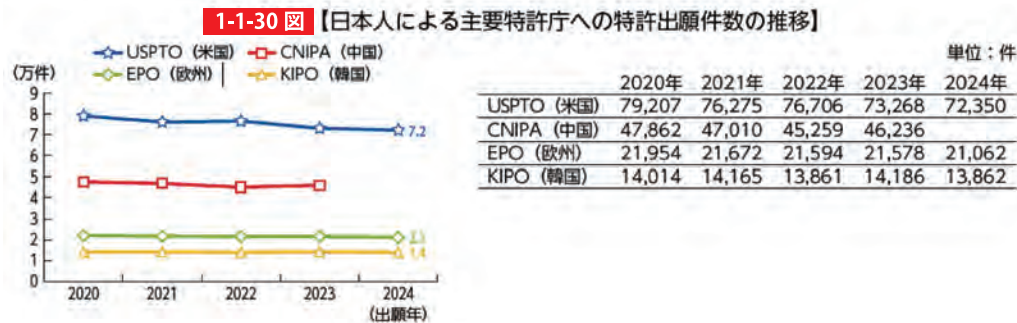
(2) 世界における特許出願件数の傾向

主要5庁における特許出願件数（1-1-16図：特許庁作成資料）において、中国の特許出願件数は、他の国に比べて突出しており、更に、毎年増加している。

日本、米国、欧州、韓国の特許出願件数も、5年前に比べて増えており、コロナ前の水準に戻った。

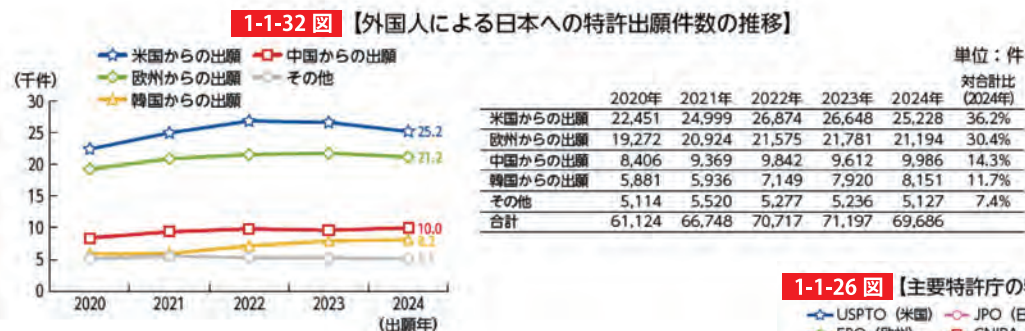
(3) 日本人による主要特許庁への特許出願件数の傾向

日本人による主要特許庁への特許出願件数（1-1-30図：特許庁作成資料）において、日本から米国、中国、欧州、韓国への特許出願件数は、2020年と比較して減少している。特に米国への特許出願件数の減少は、他の国に比べて大きい。技術立国としては、少し心配な数字である。



(4) 外国人による日本への特許出願件数の傾向

外国人による日本への特許出願件数（1-1-32図：特許庁作成資料）において、2024年の全体での出願件数は、2020年と比較しては約14%増加しているものの、2023年との比較では約3%減少している。出願の割合としては、米国と欧州からの特許出願が約66%を占めるが、直近では、中国と韓国からの出願件数の増加率が高い。



3. 国内外の特許査定率の傾向

(1) 国内の特許査定率の傾向

特許査定率（1-1-26図：特許庁作成資料）は、近年、ほぼ75%と安定している。

(2) 世界の特許査定率の傾向

米国の特許査定率は、2022年に、2021年より10%程度減少し、69.1%となったが、2023年には、81.8%に上昇した。このような急激な変化は混乱を招くので、避けてほしいものである。中国の特許査定率は、2019年に44.3%まで減少したが、2021年は55.0%まで増加し、その後、2年続けて51%程度である。欧州の特許査定率は、2022年に60%を下回ったが、2023年には再び、64.3%に上昇した。韓国の特許査定率は、2020-2023の4年間は、72-74%で安定している。

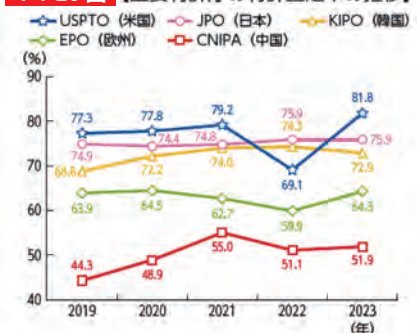
4. まとめ

「特許行政年次報告書」には、各種の統計以外にも特許庁の様々な取組も掲載されているので、是非とも御覧いただきたい。

詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/index.html>

1-1-26 図 【主要特許庁の特許査定率の推移】



業務委託契約における 委託者の離脱を制限する条項の有効性について

弁護士 中井 英登

1 はじめに

業務委託契約その他の継続的契約において、一定期間は委託者が契約関係から離脱することを制限する趣旨の条項が設けられることがあります。具体的には、①中途解約禁止条項、②解約違約金条項です（注1）。以下、準委任型の業務委託契約を念頭に、近時の裁判例を紹介しつつ、その有効性について検討します。

2 中途解約禁止条項の有効性について

まず、委託者による中途解約を禁止する条項の有効性について検討します。

前提として、準委任型の業務委託契約においては、委任契約が当事者間の信頼関係を基礎とする契約であるという民法656条が準用する651条1項の趣旨目的から、各当事者は、明らかに解除権を放棄したと認められる特段の事情がない限り、委任契約の解除をすることができ、委任者の解除により受任者が不利益を被る場合には、受任者は、同条2項に基づいて委任者から損害の賠償を受けることによって、その不利益を填補されれば足りるものと解されています（最高裁昭和56年1月19日判決参照）。

それゆえ、受託者が委託者に対して中途解約の禁止を主張するためには、黙示の合意ではなく、業務委託契約書上、委託者が解除権を放棄する旨明記することが必要と考えられます。のみならず、当該契約書が受任者の用意した定型書式である場合には、仮に、委託者が解除権を放棄する旨明記されていたとしても、契約締結に至る経緯等の個別事情を勘案して、上記の特段の事情の存在が否定されることもあり得ると思われます（東京地裁令和6年7月8日判決参照。注2）。

3 解約違約金条項の有効性について

次に、委託者が合意解約または自己都合で解約した場合の違約金条項の有効性について検討します。

上記の違約金条項は、委託者の支払うべき賠償額（民法651条2項参照）を予め定めるものであり、その任意の判断による解約を事実上制限する効果があると考えられます。ただし、違約金の額が契約時に予想される損害額または実損額とかけ離れて高額に定められた場合など、著しく合理性を欠く場合には、裁判上、公序良俗に反すること（民法90条）などを理由に、その全部または一部が無効と判断されることがあります（注3）。

この点、近時の裁判例は、一般論として、①約定の内容が当事者にとって著しく苛酷であったり、約定の損害賠償の額が不当に過大であるなどの事情のあるときは、公序良俗に反するものとして、その効力が否定されることがあり、②公序良俗に反するとまではいえないとしても、約定の内容、約定がされるに至った経緯等の具体的な事情に照らし、約定の効力をそのまま認めることが不当であるときは、信義誠実の原則により、その約定の一部を無効とし、その額を減額することができる旨判示しており、同種の事案において参考となります（注4）。

いかなる場合が上記①または②に該当するかは個別具体的な判断によりますが、特に準委任型の業務委託契約においては、上記2のとおり、各当事者の解除の自由が原則とされていることから、解約違約金の額が契約時に予想される損害額または実損額と比べて高額に定められた場合、解約違約金条項の全部または一部が無効と判断される可能性が高くなるものと考えます。

（注1）受託者の離脱を制限する効果を有する退職後の競業禁止合意の有効性については、下記 URL の記事参照。

<https://koyo-law.com/2025/03/11/kyogyokinsi/>

（注2）<https://bunkyo-hongo.com/2025/07/25/minji-20240708/>

（注3）従来、民法420条1項が「当事者は、債務の不履行について損害賠償額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することはできない。」と定めていたところ、平成29年民法改正（令和2年4月1日施行）が同項後段を削除したことから、今後、裁判所による賠償額の調整が積極的に図られる可能性があります。

（注4）福岡高裁平成20年3月28日判決。判断基準時を契約時と損害発生時に分けつつ、同旨を述べる見解として、磯村保編（難波譲治執筆）「新注釈民法(8)」757、765頁参照。

専門性の高いサービス群



「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- | | |
|------------|--|
| ■ 特許調査 | 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。 |
| ■ 契約係争関係 | 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。 |
| ■ 出願業務 | 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。 |
| ■ 中間業務 | 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、内外出願の中間業務を承っております。 |
| ■ コンサルティング | ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。 |
| ■ 法務業務 | 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。 |

事務所概要

お客様の発展に役立つ事、
それが私たちの使命です。



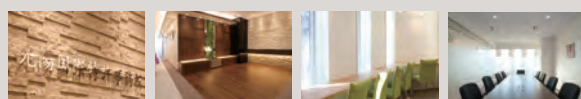
所長弁理士 荒船 博司

- | | |
|---------|--|
| ■ 事務所名 | 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所 |
| ■ 英文名称 | Koyo International Patent Firm |
| ■ 所在地 | 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階 |
| ■ TEL | 03-5251-5721 (代表) |
| ■ FAX | 03-5251-5727 |
| ■ 代表弁理士 | 荒船 博司 |
| ■ 設立 | 昭和56年6月 |
| ■ 従業員数 | (http://www.koyo-patent.co.jp 参照) |
| ■ 弁理士数 | (同上) |
| ■ 弁護士数 | (同上) |
| ■ 業務内容 | 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。 |

<事務所沿革>

- | | |
|----------|------------------------------|
| 昭和56年6月 | 前身の事務所を千代田区神田に開設 |
| 昭和60年3月 | 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転 |
| 平成元年4月 | 光陽国際特許事務所に改称 |
| 平成2年10月 | 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転 |
| 平成11年1月 | 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転 |
| 平成14年11月 | 光陽国際特許法律事務所に改称 |
| 平成22年8月 | 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立 |
| 平成24年10月 | 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転 |
| 令和4年11月 | 弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称 |

Office



<東京宝塚ビル アクセス>

- | | |
|--------|---|
| ◆JR | JR 有楽町駅 (日比谷口) 徒歩 5 分 |
| ◆東京メトロ | 日比谷線 日比谷駅 (A5 出口) 徒歩 3 分
千代田線 日比谷駅 (A13 出口) 徒歩 2 分 |
| ◆都営地下鉄 | 三田線 日比谷駅
(千代田線連絡口経由 A13 出口) 徒歩 6 分 |

銀座界隈

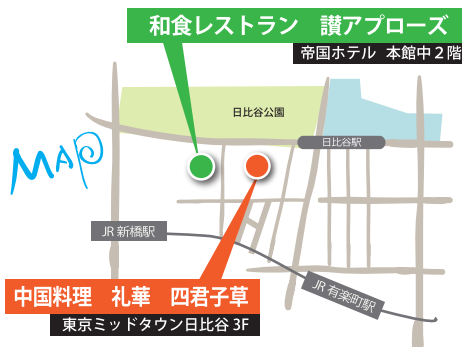
てくてく グルメ



光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！



と
つ
て
お
き
の
お
店
を
ご
紹
介
し
ま
す。



和食レストラン 讃アプローズ

■ 電話：03-3595-2271



■ 営業時間 ランチ 11:30～15:30 (LO 14:30)
ディナー 17:00～21:00 (LO 19:30)

■ 定休日 なし

住所：東京都千代田区内心町 1-1-1 帝国ホテル内

今回で紹介する『讃アプローズ』は、帝国ホテル 東京の本館中2階にお店を構えており、なだ万が提案する新感覚の和食レストラン。ランチは5,500円から用意されておりますので老舗の味を少しカジュアルに味わうことができます。

今回、頂いたランチコース「プレリュード(8,000円)」は、旬菜(先付け)7品/冷菜/温菜/口直し/焼き物/食事と香の物/デザートという構成になっており、一品一品がそれにふさわしい美しい器に盛り付けられています。愛らしい器に少しずつ盛られた旬菜はとても上品で、ホウレンソウとエノキの胡麻浸しのトッピングには揚げたスルメが香ばしく、もずく酢には細かく散らしたトマトが爽やかです。メインの鱈の助(キングサーモン)のことだそうです)のソテーにはバールサミソースとバター風味豊かなネギソースの2種が添えられており、美味しさに加えて見た目も随所にアクセントがあり綺麗で楽しく、思い出して感想を全部書いていたら、紙面が足りなくなりそうです。

野菜中心の身体に優しい品ばかりなのに、最後のデザート、コーヒーまで頂いた後は満足感で心もお腹もいっぱいになりました。

また、献立は毎月変更されており、季節により内容の異なる料理をお楽しみいただけます。「炭と杉」を基調としたモダンな空間で、老舗なだ万の味を堪能してみたいはいかがでしょうか。

中国料理 礼華 四君子草

■ 電話：03-6273-3327



住所：東京都千代田区有楽町 1-1-2
東京ミッドタウン日比谷 3F

東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線、日比谷駅直結、東京ミッドタウン日比谷の3階にあります。窓越しの日比谷公園や皇居の緑が映える、白を基調とした格調高いモダンな内装。

平日のランチコースは4961円(税込)からご用意があり、今回は北京ダックも楽しめる8228円(税込)の菊コースをいただきました。上海料理の伝統と季節感を大切にするヌーヴェルシノワを取り入れた、ナチュラルでヘルシーなコース料理は、旬の食材を彩り豊かにキレイなお皿に盛り付けていて、目も舌も楽しめる趣向。特に栃木県あさの豚肉団子の醤油煮込みは、肉団子が蒸して調理されてふわっとジューシーな食感で印象的でした。

2025年10月16日～2026年1月15日までの期間限定で上海蟹をいただけるコースもあるそうです。

少人数の個室もあり、行き届いた接客で落ち着ける空間は、大切な方のおもてなしやお祝いにぴったりです。

■ 営業時間 ランチ 11:30～15:00 (LO 14:00)
ディナー 17:30～22:00 (LO 20:00)

■ 定休日 年中無休



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階
TEL：03-5251-5721 (代表) FAX：03-5251-5727
URL：http://www.koyo-patent.co.jp